

○横手市建設工事等の入札及び契約に関する情報公表要綱

平成17年10月1日

告示第20号

改正 平成28年8月22日告示第140号

平成31年3月26日告示第36号

令和4年9月7日告示第185号

令和6年2月19日告示第25号

令和7年4月1日告示第107号

(目的)

第1条 この告示は、市で発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に係る情報の公表内容について定めることにより、入札契約制度の透明性、客観性、公平性及び競争性の一層の向上に資することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、市が競争入札又は随意契約に付した建設工事等で、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事 設計金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの

(2) 建設コンサルタント業務 設計金額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの

(公表の内容等)

第3条 公表事項、公表時期、公表方法及び公表の期間等については、別表による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市建設工事等の入札及び契約に関する情報公表要綱（平成15年横手市告示第16号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年8月22日告示第140号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第36号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月7日告示第185号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条の規定は、令和4年度以後の入札及び契約に係る情報公表について適用し、令和4年度前の入札及び契約に係る情報公表については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年2月19日告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の入札及び契約に係る情報公表について適用し、令和6年度前の入札及び契約に係る情報公表については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年4月1日告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の横手市建設工事等の入札及び契約に関する情報公表要綱第2条の規定は、令和7年度以後の入札及び契約に係る情報公表について適用し、令和7年度前の入札及び契約に係る情報公表については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

項目	公表事項	公表時期	公表方法	公表期間	備考
1 発 注 の 見 通 し に 関 す る 事	①建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要 ②入札及び契約の方法 ③入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条の規定	・市のホームページ	・当該年度の3月31日まで	

項		による時期			
2 入 札 及 び 契 約 の 過 程 並 び に 契 約 の 内 容 に 関 す る 事 項	①入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿 ②入札に参加する者を指名する場合の基準	・当該事項を定めたとき遅滞なく	・市のホームページ	・新たに当該事項を定めた日の前日まで	
	③入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由 ④入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。） ⑤落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。） ⑥最低の価格をもって入札した者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由 ⑦最低制限価格を設け最低の価格をもって入札した者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称	・契約締結後遅滞なく	・市のホームページ	・公表をした日の属する年度の翌年度末日まで	

	⑧予定価格 ⑨契約の相手方の商号又は名称及び住所 ⑩建設工事等の名称、場所、種別及び概要 ⑪建設工事等の着手時期及び完成時期 ⑫契約金額 ⑬随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由				
3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する	①競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに等級区分の基準	・当該事項を定めたとき遅滞なく	・市のホームページ	・新たに当該事項を定めた日の前日まで	
	②低入札調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格の算出方法（建設コンサルタント業務を除く。）	・一般競争入札の場合 合は入札公告時、指名競争入札の場合 合は業者指名通知 発送時	・市のホームページ	・公表をした日の属する年度の翌年度末日まで	
	③低入札価格調査の要綱及び結果の概要	・要綱にあっては当該事項を定めたとき、結果の概要に	・市のホームページ	・新たに当該事項を定めた日の前日まで	

その他の事項		あつては 契約締結 後遅滞な く			
	④入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関する事並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要	・当該事項を定めたとき、又は審議結果が出たとき遅滞なく	・市のホームページ	・当該事項を定めたときにあつては新たに当該事項を定めた日の前日まで、審議結果が出たときにあつては当該事項を公表した日の属する年度の翌年度末日まで	
	⑤入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関する事並びに苦情を申出た者の名称、苦情内容及びその処理の結果	・当該事項を定めたとき、又は苦情を処理したとき遅滞なく	・市のホームページ	・当該事項を定めたときにあつては新たに当該事項を定めた日の前日まで、審議結果が出たときにあつては当該事項を公表した日の属する年度の翌年度末日まで	
	⑥指名停止を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由	・指名停止措置後遅滞なく	・市のホームページ	・公表をした日の属する年度の翌年度末日まで	
	⑦工事の監督及び検査に関する基準 ⑧工事の成績評定要綱 ⑨談合情報を得た場合等の取扱要領 ⑩施工体制の把握のための要綱 ⑪入札参加者資格審査の要綱	・当該事項を定めたとき遅滞なく	・市のホームページ	・新たに当該事項を定めた日の前日まで	

	⑫入札制度実施のための要綱				
	⑬共同企業体運用のための要綱				
	⑭入札及び契約に関する情報公表のための要綱				
	⑮工事成績評定の結果	・ 市長及び 契約審査 会報告後 遅滞なく	・ 市のホームペ ージ	・ 公表をした日の属する 年度の翌年度末日まで	